

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

北海道国民年金 事案 1683

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月及び同年5月

私は、私の夫や家族に内緒で国民年金に任意加入して申立期間の国民年金保険料を納付したが、そのことが夫に見つかり、「公務員の妻は任意だから保険料は払わなくてよい。」としかられたので納付するのをやめた。

その時の国民年金手帳は、持っているともたしかられると思い、破って燃やしてしまった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月に国民年金へ任意加入し、60歳に到達するまでの国民年金加入期間の国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、前述とは別の国民年金手帳記号番号で昭和35年12月に国民年金に任意加入し36年6月に資格喪失していることが確認でき、当該手帳記号番号により申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったと認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際の状況、当該手帳の様子、及び国民年金に加入することとなった経緯や保険料を納付することをやめた時の状況などについて具体的に説明しており、その内容に不自然さは見当たらない

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から15年6月まで
② 平成18年7月から19年6月まで

申立期間①については、A市B区役所で国民年金保険料の免除申請の手続を行い全額免除の承認を受けており、申立期間②については、C施設に入所していた時期であるが、平成17年9月に平成17年度の保険料免除申請手続を行った際に「継続希望」として申請をして受理されており、19年1月にも同施設から出所した際に免除申請をした記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市B区役所で免除申請手続を行ったとしているところ、A市の電算記録により、申立人の平成14年度の国民年金保険料免除申請書がA市で受け付けられ、その時点では、前年の所得が基準以下であり全額免除に該当するものとされていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間①が国民年金保険料の申請免除期間とされていないことについて、日本年金機構Dブロック本部D事務センターは、当時の資料が保存されていないため確認できないとしているが、上述のA市の記録及び前後の期間も申請免除期間とされていることなどから、申立期間についても免除が承認されたものと考えるのが自然である。

申立期間②について、社会保険事務所（当時）は、平成17年度の国民年金保険料の免除申請の際、翌年度以降の免除申請書の提出が不要となる「継続申請」として受け付けており、併せて18年度の申請免除の審査を行うことになる。社会保険事務所は、申立人の所得の申告が行われていなかったため、A市

での所得確認ができず、申立人に対し、期限を定めて「所得の状況を明らかにすることができる書類」の提出を求めたが、申立人は矯正施設に入所しており、期限内に提出されなかったことから、通知に基づき申立人の継続申請者としての登録を取り消している。

また、申立人は、平成19年1月にA市E区役所で国民年金保険料の免除申請を行った記憶があると述べているが、A市の電算記録からは同年1月に申立人からの免除申請が受け付けられたことが確認できない上、同年1月にC施設から発行された「在所証明書」が国民年金に係る手続きを使用目的として発行された形跡は見当たらず、申立人自身も所得の未申告者が免除申請を行うために必要とされる所得証明書の請求は行っていなかったと述べていることから、申立人は、免除申請手続きを行っていないものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から43年3月まで
② 昭和44年10月及び同年11月
③ 昭和45年6月から同年9月まで
④ 昭和46年1月から52年3月まで
⑤ 昭和58年1月から同年3月まで
⑥ 平成10年4月
⑦ 平成11年3月

私は、A市のB事業所に勤務していた時に20歳になったら国民年金に加入しなければならないとの話を聞き、元妻が加入手続してくれた後、国民年金保険料を集金人に納付していた記憶があり、昭和54年11月に再婚した後は、前妻が夫婦二人分の保険料を銀行又は郵便局で納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和37年4月ごろにその元妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、当時勤務していたB事業所に来ていた集金人に自分で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金記号番号管理簿（払出簿）により、43年5月27日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も同日になっているほか、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は、このころに行われ、この時に国民年金被保険者資格を20歳到達時の37年*月にさかのぼって取得したものと推認でき、この時点で申立期間①の保険料

の大部分は時効により、保険料を納付できない期間であるが、申立人は、過去にさかのぼって保険料を納付した記憶もない。

また、申立人が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとする元妻と婚姻したのは、除籍謄本により、申立期間①後の昭和43年10月*日であることが確認できる上、A市では、申立期間当時は印紙検認方式により国民年金保険料を収納しており、国民年金推進員（集金人）が保険料の収納を開始したのは48年4月であることから、申立内容は、当時の状況と一致しない。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和44年11月にA市からB市へ転出し、45年8月にはB市からA市へ再転入しており、この後、46年7月にはC町（現在は、C市）へ転出していることが確認できる一方、申立人が所持する国民年金手帳の住所記録では、B市に係る記録が無く、45年4月にA市からD市へ住所変更していることだけが確認できるが、申立人は、申立期間②、③及び④に係る国民年金保険料の納付場所、納付時期及び納付方法の記憶がなく、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、被保険者名簿を保管している関係市町村のうち、A市の被保険者名簿では、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は無く、C市の被保険者名簿には、申立人に該当する記録が無い上、特殊台帳及びオンライン記録は未納で一致しているほか、オンライン記録により、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の元妻も当該期間の保険料が未納になっていることが確認でき、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間⑤について、E市が保管する昭和57年度の国民年金被保険者名簿により、申立人及びその前妻は国民年金保険料を口座振替により納付していることが確認できるが、F銀行の申立人名義の普通預金口座別残高表により、当該期間の保険料は、預金残高不足により振替納付できなかったことが確認できる。

しかしながら、E市では、国民年金保険料を口座振替できなかった場合には、被保険者に対して翌月に再振替を行う旨を通知し、それでも振替ができなかった場合には、当該未納月に係る納付書を発行・送付する扱いとしており、申立人の保険料を納付したとする前妻は、オンライン記録により、昭和52年6月ごろに国民年金の加入手続を行った以降、平成11年11月に申立人と離婚するまでの期間の保険料はすべて納付済み（当委員会の決定による記録訂正を含む。）となっている上、特殊台帳により、申立人の昭和52年4月から55年3月までの保険料及び申立人の前妻の53年7月から54年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できるなど、申立人の前妻は、未納期間の解消に努めていたことがうかがわれ、申立期間⑤の前後の期

間の保険料が納付済みで、当該期間に申立人及びその前妻の生活・経済状況等の変化も特に見られないことから、申立人の前妻が、夫婦二人分の保険料の未納通知を受けているにもかかわらず、申立人の保険料だけを未納にしたままとするものとは考え難い。

- 4 申立期間⑥及び⑦について、E市が保管する平成10年度の国民年金被保険者名簿により、申立人は保険料を口座振替により納付していることが確認できるが、F銀行の申立人名義の預金取引明細表の預金残高により、申立期間⑥の保険料はそもそも口座振替による納付ではなかったこと、及び同⑦の保険料については、預金残高不足により振替納付できなかったことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間⑥前の平成9年11月から10年3月までの国民年金保険料が同年2月に一括納付されているとともに、申立期間⑦以降の保険料が60歳到達時まで未納となっていることが確認できるが、申立人はその前妻が保険料を納付したとし、その前妻は納付書で保険料を納付したと述べるだけで、当時の保険料納付の状況が不明である上、申立期間に係る国民年金保険料の収納事務については、すべて電算処理化されていることから、一連の事務処理の過程において、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 2504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から39年9月1日まで

昭和38年9月1日からA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、39年9月1日からとなっている。申立期間の一部について、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を保管しているので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人から提出された昭和38年10月及び39年2月から同年8月までの期間のA社に係る給与明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できること、ii) オンライン記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、申立事業所とは別の事業所において38年8月26日に同被保険者資格を喪失しているところ、申立人は、「前職を退職した後に、すぐにB市からC県へ転居の準備をして、昭和38年9月からA社C営業所に勤務した。」と具体的に供述している上、申立人から提出されたC県に所在するクリーニング店から申立人あての同年9月30日発行の請求書には、同年9月5日の利用記載が確認できること、iii) オンライン記録により、申立期間当時に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚21人に照会し15人から回答が得られたところ、このうち13人が、「入社当初から厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、このうち自身の入社年月について回答があった10人のうち9人については、自身が記憶する入社年月とオンライ

ン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格取得の年月が一致していること、iv) 複数の同僚が「申立人は、入社した後は、長期欠勤することなく継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和 38 年 10 月及び 39 年 2 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月及び 39 年 2 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、また、38 年 9 月及び同年 11 月から 39 年 1 月までの期間の標準報酬月額については、申立人は申立期間前に当該事業所において 35 年 4 月 1 日被保険者資格取得、37 年 6 月 1 日同資格喪失の記録が確認でき、既に当該事業所において勤務経験があったことから、申立人と同年齢、同性の 35 年に被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額と比較することが妥当であると考えられること、及び前後の月において給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当時の資料が保存されておらず不明としており、そのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間について、A社のC工場から同社のD工場に転勤した時期であり、退職せず継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している人事記録、同社への照会に対する回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、同社において継続して勤務（A社C工場から同社D工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は実際の転勤の時期について記憶がないとしているところ、B社では、「転勤に伴う厚生年金保険被保険者資格の喪失日と取得日は同日とすべきであり、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所に該当したのが昭和41年12月1日であることから、同社C工場において厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日と届出をすべきであるが、同日とする届出を行わなかったことが考えられる。」と回答していることから、申立期間における同保険被保険者資格の喪失日を同年12月1日とすることが妥当で

ある。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、上記届出に係る回答により、申立人の厚生年金被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、59万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の53万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間はA社本社に勤務し、59万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたが、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は53万円とされていた。事業主は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年4月22日に53万円から59万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(59万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(53万円)となっている。

しかしながら、A社が保管する給料手当支給通知書兼賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を怠ったとして当該届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の44万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年8月1日まで

申立期間はA社本社に勤務し、50万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたが、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は44万円とされていた。事業主は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、44万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年4月22日に44万円から50万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(50万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(44万円)となっている。

しかしながら、A社が保管する給料手当支給通知書兼賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を怠ったとして当該届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、56万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の50万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年8月1日まで

申立期間はA社本社に勤務し、56万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたが、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は50万円とされていた。事業主は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、50万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年4月22日に50万円から56万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(56万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(50万円)となっている。

しかしながら、A社が保管する給料手当支給通知書兼賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を怠ったとして当該届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の41万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年8月1日まで

申立期間はA社本社に勤務し、50万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたが、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は41万円とされていた。事業主は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、41万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年4月22日に41万円から50万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(50万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(41万円)となっている。

しかしながら、A社が保管する給料手当支給通知書兼賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を怠ったとして当該届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の30万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月1日から同年8月1日まで

申立期間はA社本社に勤務し、36万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたが、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は30万円とされていた。事業主は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、30万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年4月22日に30万円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(36万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(30万円)となっている。

しかしながら、A社が保管する退職一時金計算書により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を怠ったとして当該届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の47万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年8月1日まで

申立期間はA社本社に勤務し、53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたが、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は47万円とされていた。事業主は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、47万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年4月22日に47万円から53万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(53万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(47万円)となっている。

しかしながら、A社が保管する給料手当支給通知書兼賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を怠ったとして当該届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和63年4月及び同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までは30万円、平成元年1月は28万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年6月までは32万円、同年7月から同年12月までは34万円、2年1月から同年3月までは28万円、同年4月及び同年5月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成2年6月1日まで
申立期間はA社にB職として勤務していたが、社会保険庁(当時)が記録する標準報酬月額は当時の給与支給額を下回っている。
申立期間の一部について厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書等を保管しているので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。
- 2 申立期間のうち昭和63年4月から同年12月までの期間については、申立人が保管する同年分の給与所得の源泉徴収票に記載された給与支払金額、申立人が保管する平成元年8月及び同年9月の給与支払明細書に記載された

基本給額及び通勤手当額、並びに申立人と同期採用でB職であった者(以下「同期採用者」という。)が保管する当該期間の一部に係る給与支払明細書に記載された基本給額及び諸手当額の推移から、申立人が支給されていたことが推認される報酬月額(昭和63年4月は29万5,500円、同年5月は29万5,000円、同年6月は31万2,500円、同年7月は32万2,500円、同年8月は33万円、同年9月は31万4,000円、同年10月は30万5,500円、同年11月及び同年12月は30万7,500円)に基づく標準報酬月額(昭和63年4月及び同年5月は30万円、同年6月及び7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までは30万円)は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額(昭和63年4月から同年7月までは20万円、同年8月から同年12月までは26万円)よりいずれも高額であるとともに、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額(31万8,366円)は、上記で推認した標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額(17万3,600円)、政府管掌健康保険料額(11万7,580円)及び給与支払金額に見合う雇用保険料額(2万1,125円)の合計額(31万2,305円)とほぼ合致することから、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和63年分の給与所得の源泉徴収票に記載された給与支払金額及び社会保険料等の控除額、申立人が保管する平成元年8月及び同年9月の給与支払明細書に記載された基本給額及び通勤手当額、並びに同期採用者が保管する給与支払明細書に記載された基本給額及び諸手当額の推移から、昭和63年4月及び同年5月は30万円、同年6月及び7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までの期間は30万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち平成元年8月及び同年9月については、申立人が保管する給与支払明細書により、申立人が、両月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額(26万円)を超える報酬月額(平成元年8月は33万円、同年9月は33万7,500円)の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(いずれも34万円)に見合う厚生年金保険料(2万1,080円)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管する平成元年8月分及び同年9月分の給与支払明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間のうち平成元年1月から同年7月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間については、申立人が保管する同年8月及び同年9月の給与支払明細書に記載された基本給額及び通勤手当額、並びに同期採用者が保管する当該期間の一部に係る給与支払明細書に記載された基本給額及

び諸手当額の推移から、申立人が支給されていたことが推認される報酬月額（平成元年1月は28万6,500円、同年2月は29万6,250円、同年3月は30万5,500円、同年4月は31万7,500円、同年5月は32万2,500円、同年6月は32万8,000円、同年7月は33万9,500円、同年10月から同年12月までは33万4,500円）に基づく標準報酬月額（平成元年1月は28万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年6月までは32万円、同年7月及び同年10月から同年12月までは34万円）は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額（26万円）よりいずれも高額である。

また、申立人が保管する平成元年8月及び同年9月の給与支払明細書によれば、上記3のとおり、両月において報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できることを踏まえると、当該期間においても、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと考えるのが相当である。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管する平成元年8月及び同年9月の給与支払明細書に記載された基本給額、通勤手当額及び厚生年金保険料控除額、並びに同期採用者が保管する給与支払明細書に記載された基本給額及び諸手当額の推移から、平成元年1月は28万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年6月までは32万円、同年7月及び同年10月から同年12月までの期間は34万円とすることが妥当である。

- 5 申立期間のうち平成2年1月から同年5月までの期間については、申立人が保管する平成元年8月及び同年9月の給与支払明細書に記載された基本給額及び通勤手当額、並びに同期採用者が保管する当該期間の一部に係る給与支払明細書に記載された基本給額及び諸手当額の推移から、申立人が支給されていたことが推認される報酬月額（平成2年1月は30万6,500円、同年2月は32万2,500円、同年3月は32万5,500円、同年4月は33万円、同年5月は33万8,000円）に基づく標準報酬月額（平成2年1月は30万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は34万円）は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額（26万円）よりいずれも高額である。

一方、当時の厚生年金保険料率は平成2年1月に改定されているところ、同期採用者が保管する給与支払明細書によれば、事業主が、同年5月から同年7月までの期間においても、改定前の同保険料率に基づく厚生年金保険料を同人の給与から控除していたことが確認できることを踏まえると、申立人についても、当該期間においては改定前の同保険料率に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えるのが相当であることから、申立人が事業主により給与から控除されていたことが推認される当該期間の厚生

年金保険料額（平成2年1月は1万8,600円、同年2月及び同年3月は1万9,840円、同年4月及び同年5月は2万1,080円）に見合う標準報酬月額（平成2年1月から同年3月までは28万円、同年4月及び同年5月は30万円）は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額（26万円）よりいずれも高額であるものの、上記で推認した当該期間の報酬月額に基づく標準報酬月額よりいずれも低額である。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管する平成元年8月及び同年9月の給与支払明細書に記載された基本給額及び通勤手当額、並びに同期採用者が保管する給与支払明細書に記載された基本給額、諸手当額及び厚生年金保険料控除額の推移から、平成2年1月から同年3月までの期間は28万円、同年4月及び同年5月は30万円とすることが妥当である。

- 6 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っていないとしている上、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が全期間について一致しないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は申立期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和38年5月8日から39年3月31日までの期間においてA社に職員として勤務し、B共済組合（現在は、C共済組合）の組合員であったことが認められることから、申立人のB共済組合員としての資格取得日に係る記録を38年5月8日、資格喪失日に係る記録を39年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、28万6,055円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年4月1日まで

申立期間はA社にD専門職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時の給与明細書を保管しているので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、C共済組合が保管する申立人の履歴書（人事記録）により、申立人が、申立期間のうち昭和38年5月8日から39年3月31日までの期間においてA社においてD専門職として勤務していたことが確認でき、申立人が当該期間においてB共済組合員であったことが認められる。

また、平成9年4月1日からB共済組合員であった期間は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の同組合員としての資格取得日に係る記録を昭和38年5月8日、資格喪失日に係る記録を39年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、申立人の履歴書に記載された俸給号俸、給与明細書に記載された共済掛金控除額、及び関係法律の規定から判断すると、28万6,055円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 38 年 4 月 1 日から同年 5 月 8 日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人は、当該期間を含む 35 年 4 月 16 日から 38 年 5 月 1 日までの期間において E 共済組合員（当時は、F 共済組合員）であったことが確認できる上、上述の履歴書においても、申立人が同年 5 月 8 日以前の期間において当該事業所において勤務していたことをうかがわせる記載は無いことから、申立人が当該期間において B 共済組合の組合員であったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 2514

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における申立期間②に係る標準報酬月額は、16万円であると認められることから、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月6日から59年6月21日まで
② 昭和59年10月9日から60年6月6日まで

A社B工場に季節従業員として勤務し、C業務に従事していた申立期間①及び②の標準報酬月額は、いずれの期間も15万円と記録されているが、これは、基本給のみの額になっていると考えられ、諸手当が支給されていたことから、実際の給与額は、申立期間①は23万円程度、申立期間②は27万円程度であった。

両申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、いずれも15万円と記録されている。

しかしながら、D企業年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届によると、申立人及び同資格取得届に申立人と連記されている同僚一人の標準報酬月額は、当初、被保険者名簿の標準報酬月額と同額の15万円と記録されていたが、同一原因（誤って給与単価の低い未経験者の日額で標準報酬月額を算出）により当該記録が取り消され、16万円に訂正されている。

また、被保険者名簿によると、上記の同僚の標準報酬月額は、D企業年金基金の記録と同じく、標準報酬月額が15万円から16万円に訂正されており、事業主は、当該同僚について、同基金への記録訂正と同時に社会保険事務所（当時）に対し、記録の訂正を届け出たことが確認できる。

さらに、当該基金及び当該事業所では、「申立期間②当時、厚生年金基金

加入員資格取得届等の届出書は、複写式の様式を使用しており、基金へ提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」と回答していることから、事業主が、申立人の標準報酬月額訂正届について、同基金についてのみ届出を行い、社会保険事務所に当該届出を行わなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、15万円から16万円に訂正する届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、D企業年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届の標準報酬訂正記録から、16万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①及び②について、申立人は、「年金事務所の記録では、いずれも標準報酬月額が15万円と記録されているが、当該金額は、基本給のみの金額であり、実際の給与額は諸手当が支給されていたことから、申立期間①は23万円程度、申立期間②は27万円程度であった。」として記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、当該事業所では、「申立人は季節従業員であり、季節従業員の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、基本となる日給に労使協定で定められた1か月の平均出勤日数を乗じた金額に固定的な手当の金額を加えたものを標準報酬月額として届け出ており、残業手当等の変動的な手当を含んでいない。また、厚生年金保険料の控除も、届け出た標準報酬月額に基づき算出した保険料を控除している。このため、申立人の主張のとおり、申立人の実際の給与支給額は、届け出ている標準報酬月額よりも高額であったと考えられるが、給与から控除している厚生年金保険料は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき算出した額である。」と回答している。

また、被保険者名簿から、申立期間①又は②について、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が37人確認できるところ、これら同僚の当該期間に係る標準報酬月額は、いずれも申立人とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、上記の同僚の一人が所持している申立期間①に係る給与明細書によると、給与支給額は、申立人の主張する額とほぼ同額となっているが、厚生年金保険料の控除額は、被保険者名簿に記録されている標準報酬月額に基づき算出された額であることが確認でき、これは先述の当該事業所の回答と符合する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1686（事案 268 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から44年3月まで

私は、昭和42年1月のA町の成人式に出席できなかったため、代わりに私の父親に出席してもらった。その場で、私の国民年金の加入手続きをしてきたと父親から聞いたことを鮮明に覚えている。

申立期間当時、父親のB金融機関（現在は、C金融機関）の預金口座から家族4人分の国民年金保険料を一括でまとめて納付していた。

前回の申立てにおける委員会の判断の理由で、家族4人のうち、私の母親と兄の国民年金保険料しか確認できないとして認められなかったが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、家族全員分の国民年金保険料を金融機関の預金口座から振替納付していたとしているが、確認できた振替伝票では、納付対象者4人のうち、申立人の母親及び兄の保険料しか確認できず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年4月時点で申立期間の一部は時効で納付できない期間であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人の国民年金の加入手続きについて、申立人の父親が、昭和42年1月のA町での成人式の時に、加入手続きをしてくれたはずであると主張しているが、同町では成人式の際に国民年金の加入手続きを行っていないとしているため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から59年10月まで

昭和60年9月ごろ、母親に言われて私がA町（現在は、B町）役場の窓口で国民年金の加入手続を行い、その時に年金手帳の交付を受けた。

申立期間の国民年金保険料については、昭和60年9月ごろ、金額は憶^{おぼ}えていないがA町役場から郵送されてきた納付書で私がA町役場の窓口で2回ぐらいに分けて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年9月ごろ国民年金の加入手続を行い、その時に年金手帳の交付を受けたと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号については、その前後の記号番号の被保険者の状況調査により、61年4月ごろに払い出されたと推認できること、ii) 申立人が所持している年金手帳には、被保険者の種別欄に「第一号」と記載されており、同手帳は、61年4月に改正された国民年金法施行後に交付されたものと考えられることなどから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時期に加入手続を行ったものと推認でき、加入時期に関する申立人の説明は不自然である。

また、申立期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が加入手続を行った際に受け取ったとする年金手帳により、初めて被保険者となった日が「昭和60年9月15日」と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和60年9月ごろ、金額は憶^{おぼ}えていないがA町役場の窓口で2回ぐらいに分けて納付したとし

ているところ、同町役場では過年度保険料の収納は行っていない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1688（事案 420 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

昭和44年の2月か3月ごろに、A市から国民健康保険料の納付書と共に国民年金の加入の案内書が送付されてきたため、国民年金の加入手続きを行い、20歳になった同年*月から国民年金に加入した。

昭和44年4月からは国民年金保険料を勤務先近くのB銀行（現在は、C銀行）で納付しており、これまで保険料の未納及び滞納をしたことは無い。

訂正不要の通知を受けたが、ねんきん定期便専用ダイヤルにて勧められたこともあり、再申立てしたい。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和44年4月に国民年金に加入し、その際にA市から送付されたオレンジ色の年金手帳で、B銀行において国民年金保険料を納付したと主張しているところ、i) 申立人が所持している年金手帳の様式は、49年以降に使用されているものであること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は50年9月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間当初、A市では保険料の納付は国民年金印紙により納付することとされており、銀行等の金融機関では保険料を納付することはできなかったこと、iv) 申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人が所持しているオレンジ色の年金手帳が昭和44年4月に交付されたものであると前回申立ての内容を繰り返し述べているのみであり、当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和61年4月にA社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続をした時に過去2年間の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの説明を受けたことから、加入手続後、毎月、現年度保険料と過年度保険料を併せて納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月にA社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行った後、過去2年間の国民年金保険料をさかのぼって、毎月、現年度保険料と併せて過年度保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号管理簿(払出簿)により、63年1月19日に払い出されていることが確認できる上、申立人は、払出時点で交付されたとみられる国民年金、厚生年金保険及び船員保険の三制度共通年金手帳を唯一所持しているだけで、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、このころに国民年金の加入手続をしたものと推認できる。

また、申立人は、オンライン記録により、昭和60年6月6日に遺族共済年金受給権者となっていることが確認でき、この時から基礎年金制度導入に伴い遺族給付受給権者が国民年金の強制加入被保険者となる61年4月1日までの期間は任意加入被保険者期間となることから、申立人は63年1月ごろに国民年金の加入手続を行った時点で、強制加入被保険者の適用となる61年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認でき、資格取得日以前の任意加入被保険者期間については、被保険者資格をさかのぼって取得すること、及び国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である。

さらに、申立人は、過去にさかのぼって国民年金保険料を納付したが、納付期日に遅れて納付できなかった期間があったと述べているところ、オンライン記録により、申立人の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料が過年度納付された後、62年1月から同年3月までの保険料が未納となっていることが確認できることから、申立人は、63年1月ごろに国民年金の加入手続を行った後、昭和62年度の現年度保険料と併せて加入手続前の61年度の保険料をさかのぼって納付したものと推認でき、申立期間の保険料納付については、この時の記憶と混同している可能性を否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1690

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月

私の母親が納付してくれた昭和52年4月から同年9月までの私の国民年金保険料のうち、厚生年金保険の保険料と重複納付した同年9月の保険料が還付されたことになっているが、私も母親も保険料が還付された記憶がないので、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和52年度の国民年金保険料の領収証書及びオンライン記録により、申立期間に係る国民年金保険料が厚生年金保険の保険料と重複して納付されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）の「適用」欄には、昭和52年11月19日に同年9月の保険料2,200円が還付決定されたことを示す「52.11.19 還付決定 52.9 ¥2,200」の記載が確認でき、この記載内容自体に不合理な点はなく、社会保険事務所（当時）において還付に関する一連の事務処理が適正に行われたことがうかがわれる。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間の国民年金保険料の還付を受けた記憶がないとするだけで、ほかに当該期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月ごろから22年3月ごろまで
昭和20年10月ごろから22年3月ごろまでの期間、A県B市（旧C銀行本店付近）にあったD国施設でE作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A県に所在するD国施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、F省G局では、国から委託を受けA県が行っていたとしているところ、同県では、「申立期間当時、D国関係施設で勤務していた者に係る関係資料は保存されていないので、申立人が勤務していたか否かについては分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態について確認できない。

また、関係通知に基づき、D国施設に勤務する日本人従業員に対する社会保険制度の適用は、昭和24年4月1日からとされているところ、A県においてD国関係の厚生年金保険の適用事業所であったA県H課に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同県同課は、同日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認でき、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人も、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月ごろから 12 年 1 月 26 日まで
平成 11 年 8 月ごろから 12 年 1 月 25 日まで A 社に勤務し、B 職の仕事をしていた。勤務時にけがをして病院に通院した際に健康保険証を使用した記憶があり、平成 12 年元旦には社員旅行へも行ったので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち平成 11 年 9 月 6 日から 12 年 1 月 25 日まで A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社では、「正社員であれば、勤務記録があるはずだが、申立人の勤務記録は保存されていない。申立人が在籍していたとしても社会保険は未加入である臨時社員の試用期間中であった可能性がある。当社の試用期間は 3 か月であるが、B 職は時間雇用であるため、1 週間の就業時間及び 1 か月の就業日数が常勤社員の 4 分の 3 以上にならないと厚生年金保険を適用しなかったため、従業員によっては、厚生年金保険の未加入期間が 3 か月以上となることもあった。未加入期間については、厚生年金保険料を控除していない。なお、当社が独自に作成している健康保険及び厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間前後を含め申立人の名前は記載されていない。」と回答している。

また、オンライン記録により申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 10 人に照会し 7 人から回答が得られたところ、そのうち 5 人は、「A 社の試用期間は 3 か月から 7 か月であった。」と供述している上、入社日が確認できた 7 人中 4 人は、入社後 3 か月から 11 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、そのうち 3 人は、「厚生年金保険の未加入期間に

は、保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、オンライン記録によると、平成10年9月21日に前事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日から12年1月26日までの期間、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる上、全国健康保険協会C支部に申立人に係る任意継続の処理状況を照会したところ、同支部では、「平成12年1月26日に『健保を取得』との理由で任意継続被保険者の資格を喪失しており、これに伴い、前納していた平成11年度任意継続被保険者前納保険料のうち平成12年1月分から同年3月分までの保険料として7万1,083円が還付されている。」との回答があり、その還付額は、申立人から提出された預金通帳(写し)に12年3月3日付けで社会保険事務所名により入金された記録の額と一致している。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 30 日から 55 年 6 月 1 日まで

昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 5 月 31 日まで A 社（商号変更後は、B 社）に勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 54 年 1 月 30 日として記録されており、この記録は、私が記憶している勤務実態と相違しているので、同保険の被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社で一緒に勤務していたとする同僚 8 人に照会したところ、回答が得られた 6 人のうち 5 人は「申立人と一緒に勤務した。」と述べており、そのうち、申立人と同職種にあった C 職長は、「申立人は、C 職として私が退職する昭和 55 年 4 月 30 日まで、私の下で勤務しており、勤務形態に変更は無かった。」と供述している上、当該 C 職長の後任として昭和 55 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、「私は、C 職の主任として採用され、申立人とは 1 か月ほど一緒に勤務した。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間について、継続して同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 63 年 8 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用及び同保険料控除について確認することができない。

また、前述の同僚のうち、申立期間において社会保険事務を担当していた者は、「申立人の名前には記憶あるが、勤務期間等については記憶がなく、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失の理由も不明である。」と供述している。

さらにオンライン記録により、当該事業所において申立人の申立期間の前後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 9 人に照会したところ、4 人か

ら回答が得られたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録の資格喪失日は一致しており、記録に訂正等の不自然さは見られない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても離職日が昭和54年1月29日となっており、厚生年金保険被保険者記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月24日から29年12月3日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答があった。
脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事務所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の氏名が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年12月3日の前後6年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する10人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われていた可能性が高いと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約1か月後の昭和30年1月20日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さうかがえない。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理について不自然さがうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 10 日から 54 年 1 月 14 日まで
申立期間はA社に季節労働者として勤務し、B作業場でC業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によれば、当該事業所は昭和 61 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しているほか、商業登記簿謄本の記録により、当時の役員であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者二人に照会したものの、回答は得られず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする者6人のうち、所長であったとする者は照会困難であり、事務職員であったとする者は既に死亡しているほか、副所長であったとする者に照会したものの、回答は得られず、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

一方、当該6人のうち、申立人が同じ職種で一緒に勤務していたとする同僚3人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、このうち二人は当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、いずれも個人を特定することが

できず、他の一人については、当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は、昭和54年4月16日であることが確認できることから、申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い上、同人の所在は不明であるため、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者28人に照会したところ、当時の身分に係る供述が得られた14人のうち12人は、いずれも正社員であったと供述している一方で、C業務員で季節雇用者であったと供述する二人は、自身が記憶する入社時期から、それぞれ1年後、1年3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、いずれも、「季節雇用者は希望者だけが厚生年金保険に加入しており、私は加入を希望したが、入社後1年以上経過してから加入することができた。当時、季節雇用者は出入りが激しかったので、会社が様子を見ていたのではないか。また、当時、季節雇用者で厚生年金保険に加入を希望しない者は多かった。」と供述している上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、前述の正社員であったと供述する者12人のうち、D業務員であったと供述する者一人も、自身が記憶する入社時期から3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、「当時は正社員であっても3か月間の試用期間があり、私も入社3か月後に厚生年金保険に加入したので、季節雇用者が入社してすぐに同保険に加入したとは考え難い。」と供述している上、同人からも同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、当該事業所に係る被保険者原票においては、申立人の氏名は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月 30 日まで

申立期間は、A社に正社員のB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社は申立期間において2度倒産したが、この間も継続して勤務しており、入社時及び再建時には「社会保険証」を受け取った。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 57 年 7 月 15 日から 58 年 1 月 18 日までの期間、及び同年 6 月 17 日から 61 年 3 月 8 日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 2 年 3 月 1 日であることが確認できることから、申立期間においては同保険の適用事業所であった形跡が無い上、当時の代表取締役等に照会したところ、「申立期間当時、A社は社員数が4人で、事業所として厚生年金保険に加入しておらず、同保険料を給与から控除することもなかった。このため、私も経理事務担当者であった妻も、当時は厚生年金保険に加入していない。なお、C国民健康保険組合には加入していたため、同保険料と雇用保険料は給与から控除していた。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られない一方で、オンライン記録によれば、同人及びその妻は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする者4人のうち、前述の代表取締役及びその妻を除く二人については、オンライン記録によれば、こ

のうち一人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人は、申立期間のうち昭和 60 年 3 月 1 日より前の期間においては厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、同日から同年 9 月 28 日までの期間及び同年 10 月 1 日から申立期間以降の平成 2 年 4 月 1 日までの期間は当該事業所とは異なる事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる上、兩人に照会したところ、回答があった一人は、「私は、昭和 56 年 3 月から 59 年 7 月まで A 社に勤務したが、当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成 2 年 3 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が判明した者で、上述の代表取締役及びその妻を除く一人に照会したところ、「私は、昭和 61 年 3 月下旬から平成 5 年 11 月まで A 社に B 職として勤務したが、2 年 3 月 1 日以前の期間は国民年金保険料を納付していたため、厚生年金保険料を給与から控除されたことはない。」と供述している上、オンライン記録によれば、同人は昭和 61 年 4 月から平成 2 年 2 月まで国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認でき、ほかに当該事業所が厚生年金保険の適用を受ける以前の期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年ごろまで
② 昭和 49 年ごろから 52 年 3 月 1 日まで

昭和 47 年 5 月に A 社を退職し、同年 6 月から同社の同僚が設立した B 社に勤務した。

B 社は、その後、昭和 49 年ごろに C 社（現在は、D 社）となったが、私は 61 年 5 月に退職するまで継続して勤務していた。

両事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、B 社では加入記録が無く（申立期間①）、C 社では、入社当初の加入記録が無かった（申立期間②）。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述及び申立人が B 社に入社するに至った具体的な供述内容から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所索引簿によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無い上、商業法人登記簿謄本によると、昭和 54 年 12 月 2 日に解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所の当時の代表取締役は、「当社は、昭和 47 年 5 月に設立されているが、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入していなかった。48 年ごろに厚生年金保険の加入の準備を進めていたところ、従業員の一人が死亡事故を起こし、会社経営が悪化したことから、結局、これら保険に加入しないまま事業を C 社に引き継ぐこととなった。このため、申立人は、

B社では厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていない。」と回答している。

さらに、申立人は同僚5人の名前を挙げているが、オンライン記録によると、いずれも申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないか、又はB社とは異なる別の事業所での厚生年金保険の加入記録となっており、これは先述の当時の代表取締役の回答と符合する。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所に係る被保険者記録が無い。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述及び申立人がC社に勤務するに至った具体的な供述内容から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間②中に同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所索引簿によると、当該事業所は、昭和52年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、当該事業所は、「申立期間②当時の資料が無く、申立人の勤務実態等については分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、先述のB社の当時の代表取締役で、申立人と同時期にC社に勤務したとされる同僚は、「昭和48年ごろ、B社の従業員が事故を起こし事業の継続が困難となったとき、当時、B社と取引のあったD市のE社がC社を設立し、B社の事業及び従業員を引き継いだ。C社が、52年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまで、従業員は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていない。」と回答している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52年3月1日に同被保険者資格を取得している者16人（申立人を含む。）が確認できるが、オンライン記録によると、いずれも申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないか、又はC社とは異なる別の事業所での厚生年金保険の加入記録となっており、これは先述の同僚の回答と符合する。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のC社における雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日の昭和52年3月1日となっており、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

昭和 47 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務したが、申立期間が厚生年金保険の未加入となっている。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社から提出された申立人に係る従業員台帳の人事発令記録欄には、「昭和 54 年 9 月 30 日依願解用」の記載が確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致しているとともに、同社では、「退職後に雇用保険の加入記録があるのは、当社でアルバイトをしていたことが考えられる。アルバイトについては、雇用形態により異なるが、厚生年金保険に加入させないことがある。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた 3 人の同僚は、いずれも「申立期間においては申立人とは別の部署で勤務しており、申立人の申立期間のことについては分からない。」と供述しており、B 社が加入している B 健康保険組合も「資料の保存年限の経過により、申立人の加入については確認できない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用等申立てに係る事実を確認できない。

さらに、申立人は上記 3 人以外の同僚及び上司の名前を記憶していないため、オンライン記録等から同僚等を特定できず、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事

実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2523

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 21 日から 48 年 1 月 10 日まで

昭和 45 年 3 月 21 日から 49 年 6 月 1 日まで A 社 B 出張所に勤務したが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。勤務していたことは間違いなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において A 社 B 出張所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 48 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号が 1 から 23 の者は、申立人（整理番号*）を含めた全員が同日に厚生年金保険に加入しており、同日以前に当該事業所において厚生年金保険の被保険者となった者はいない。

また、当該事業所は「開所から昭和 48 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所になるまでは、従業員のそれぞれが国民年金に加入していた。」と回答している上、上記の 23 人のうち、申立人を除く生存及び所在が確認できた 12 人に照会したところ、10 人から回答が得られ、そのうちの 8 人が「厚生年金保険の適用事業所となる昭和 48 年 1 月 10 日より前は国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。